

北海学園大学同窓会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、北海学園大学同窓会と称し、通称「豊平会」といい、事務局を札幌市豊平区旭町4丁目1番40号北海学園大学内に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り常に連絡を密にし、北海学園大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 総会の開催
- 2 会報の発行
- 3 会員名簿の調整及び発行
- 4 講演会及びその他の集会の開催
- 5 在学生の学内・外における諸活動・行事への協力
- 6 その他の前条の目的を達成するために必要と認める事業

第2章 会員

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

1 正会員

- ア. 北海学園大学、北海短期大学の卒業生及び北海学園大学大学院修了者
- イ. 卒業生に準ずる者で幹事会で承認された者

2 特別会員

- ア. 北海学園大学の建学の精神並びに本会の目的に共鳴し、本会の発展に特に功労のあった者で、評議員会において承認された者。但し、会員が本会及び母校の名誉を著しく毀損したと認められるときは、評議員会の決議によって、除名することができる。

第5条 本会は別に定める規定に基づき、支部を設けることができる。

2 前項の支部は、幹事会の承認を受けなければならない。

第6条 本会に顧問および参与を置くことができる。

- (1) 顧問は評議員会の推薦による会長が委嘱する。
- (2) 参与は役員を在任した者のうちから、幹事会の推薦により会長が委嘱する。
- (3) 顧問、参与は会長の諮問に応じ評議員会に出席し、意見を述べることができる。

第3章 役員

第7条 本会に次の役員を置く。

- 会長 1名
副会長 8名以内

幹事 50名以内（うち常任幹事 25名以内）

事務局長 1名

監事 3名

2 会長、副会長、事務局長は、その在任中幹事の地位につき、前項に定める幹事の人員の制限を受けない。

第8条 会長、副会長、幹事、事務局長及び監事は、評議員会において、その都度定められた方法により会員の中から選任する。

但し、事務局長は、母校に在職する会員の中から選任する。

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

(1) 会長は本会を代表し、会務を統轄する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 幹事は幹事会を構成し、会務の遂行に必要な職務を担当する。

(4) 事務局長は本会の業務を遂行する。

(5) 監事は本会の会計を監査する。

第10条 役員の任期は3年とする。役員に欠員があるときは補選する。補選による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員の重任は妨げない。

第11条 本会に常任幹事会を設けることができる。

2 常任幹事は幹事会の互選により選出され、第3条の事業の推進に努める。

第4章 評議員会・幹事会

第12条 本会に評議員 200名以内をおく。

2 評議員の任期は4年とし、原則として交替制とする。

3 第10条の規定は、評議員の任期に準用する。

4 評議員の選出は、別に定めるところによる。

第13条 評議員会は、通常評議員会及び臨時評議員会とし、通常評議員会は、毎年会計年度終了後3ヶ月以内に、臨時評議員会は必要があると認める時に、幹事会の議を経て会長がこれを召集する。

第14条 前条の召集は、開催期日の2週間前に、議題、日時及び場所等を記載した文書をもって行うものとする。

第15条 評議員会の議長は、出席した評議員の中から互選し、本会の予算及び決算のほか、幹事会において必要と認めた事項を議決する。

第16条 評議員会は、会長、副会長、幹事、事務局長及び監事・評議員をもって構成する。

第17条 評議員会は、評議員の半数以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第18条 評議員は、他の会員を代理人に委任し、その権限を行うことができる。

第19条 幹事会は、会長、副会長、幹事及び事務局長、監事をもって構成し、会長は必要に応じ随時これを召集する。

第20条 幹事会においては、会長が議長となり、本会の運営に関する事項を議決し、執行する。

第21条 幹事会は、構成員の半数以上の出席により成立し、議事は出席幹事の過半数によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 22 条 幹事会の構成員は、他の構成員を代理人に委任し、その権限を行うことができる。

第 5 章 会議及び事務局

(総会)

第 23 条 総会は会長が幹事会の議を経てこれを召集する。但し、総会開催の年次及び期日等は、評議員会で定める。

第 24 条 前条の召集は、開催期日の 2 週間前に、会報、北海道新聞に公示するほか、同期会及び支部への連絡により行う。

第 25 条 総会は、出席会員により成立し、会長が議長となり、会務報告、情報の交換のほか、本会の目的達成のため、会長が必要と認めた事項を審議する。

第 26 条 会長は、総会、評議員会及び幹事会の会議録を作成し、その会の議長が押印のうえ、事務局に保存しなければならない。

(事務局)

第 27 条 本会に、本部事務局をおく。

2 事務局には、事務局長のほか、事務局員若干名をおき、会長が委嘱する。

3 事務局は、事務局長の総括のもとに、本会の事務の処理及び支部との連絡にあたる。

4 事務局において担当する業務の範囲その他細部については、別に定める。

(事務局会議)

第 28 条 会長は、会務の円滑な推進を図るため、随時本部事務局会議を開き、会務の処理方針を決定するものとする。

2 本部事務局会議の構成員は、原則として正副会長、事務局長ほか事務局員とし、必要に応じ担当幹事の出席を求めることができる。

第 6 章 会計

(本会の経費)

第 29 条 本会の経費は、入会金、会費、寄附金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(入会金及び会費)

第 30 条 入会金及び会費は、次の通りとし、入学時に納入するものとする。但し、在学中の会費等は予備会費とし、卒業をもって会費等とする。

(1) 入会金 5,000 円

(2) 会費（終身会費として）10,000 円

(3) 年会費を徴収することができる。

(公正確保)

第 31 条 本会の会計は、別に定める会計規程に基づいて会計処理を行い、常に収支の状況を明確にし、年に一回以上監査委員の監査を受けなければならない。

(会計年度)

第 32 条

本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第7章 雑則

(委員会)

第33条 会長は、特定の事項を検討または処理するため、必要ある場合は幹事会の議を経て委員会を設けることができる。

2 委員会についての必要な事項は、その都度きめる。

(会則の改廃)

第34条 この会則は、評議員会の議決によらなければ改廃することができない。

(細則等の制定)

第35条 この会則の施行に関し、必要あるばあい細則を設けることができる。ただし、評議員会の承認を受けるものとする。

付則 この改正会則は、昭和54年1月31日から施行する。

2 第30条の改正規定は、昭和55年度から適用する。

付則 この会則は、昭和63年6月30日から施行する。

付則 この会則は、平成12年6月29日から施行する。